

## 越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、介護事業所等における人材の確保及び定着を支援し、もって本市における安定的かつ継続的な介護サービスの提供を確保するため、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）の資格の取得及び更新に係る研修の受講料を負担した者に対し、予算の範囲内において越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 別表に掲げる介護事業所等であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - ア 市内に所在すること。
  - イ 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、事業運営を休止していないこと。
- (2) 対象主任介護支援専門員等 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得しようとする介護支援専門員
- (3) 法定研修 主任介護支援専門員の資格の取得又は維持に関し必要な研修であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 施行規則第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援

## 専門員研修

イ 施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援  
専門員更新研修

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 同一の法人が運営する介護事業所等において、申請日までに継続して3月以上勤務している対象主任介護支援専門員等（常勤である者に限る。以下同じ。）であって、法定研修修了後も引き続き介護事業所等に勤務する意思がある者
- (2) 同一の法人が運営する介護事業所等において、申請日までに継続して3月以上介護支援専門員の資格を要する職務に従事している対象主任介護支援専門員等であって、法定研修修了後も引き続き介護事業所等において、介護支援専門員の資格を要する職務に従事する意思がある者
- (3) 補助対象者が受講しようとする法定研修に係る受講要件を満たす者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (2) その他市長が不適當であると認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年度に修了する法定研修に係る受講料（以下「受講料」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を

除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から国、他の地方公共団体、対象主任介護支援専門員等を雇用する法人その他の団体から受けた補助金その他の収入の額を控除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとする。

3 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助金所要額調書

(2) 就労等証明書（第2号様式）

(3) 法定研修の内容及び受講料が確認できる書類の写し

(4) 介護支援専門員証又は主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知等)

第7条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第3号様式により行うものとする。

2 市長は、補助金の不交付の決定をしたときは、越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金変更等承認申請書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市主任介護支援専門員研修受講支援事業補助金変更等承認通知書(第6号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第7号様式のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金実績額調書
- (2) 法定研修を修了したことが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象経費の支出を証明する領収証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定通知は、第8号様式により行うものとする。

(請求書の様式)

第11条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第9号様式のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所であって、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行うもの
- 2 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを行う事業所であって、法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所
- 3 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを行う事業所であって、法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所
- 4 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを行う事業所であって、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所
- 5 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスを行う事業所であって、法第8条第23項に規定する複合型サービスの事業を行う事業所
- 6 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所
- 7 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設
- 8 法第94条第1項の規定による許可を受けた介護老人保健施設
- 9 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行う事業所であって、法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うもの
- 10 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所であって、法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所
- 11 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所であって、法第8条の2第15項に規定する介護予防

認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所